

内灘町なりわい再建支援等補助金

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被害を受けた町内事業者の再建を支援します

対象者

以下の要件をすべて満たす事業者

- ・次のいずれかの補助金の交付確定を受けている事業者
 - ①石川県なりわい再建支援補助金
 - ②小規模事業者持続化補助金(災害支援枠「令和6年能登半島地震」)
- ・内灘町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業主であること。
- ・今後も町内で事業を継続する意思があること。
- ・町税等に滞納がないこと。

補助金額

(補助率) 県補助金等で確定した補助対象経費の1／10

(上限) なりわい再建支援補助金：100万円

小規模事業者持続化補助金：直接被害の場合 30万円

間接被害の場合 15万円

※ただし、町外にも施設及び設備等を有する場合は、町内に有する分のみを対象経費とする。

申請期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

申請書類

- ・内灘町なりわい再建支援等補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ・石川県なりわい再建支援補助金又は小規模事業者持続化補助金に係る下記書類の写し
 - ①事業計画書
 - ②実績報告書
 - ③確定通知書

提出先

〒920-0292 内灘町字大学1丁目2番地1 内灘町役場 企画振興課

※申請書等はHPよりダウンロードできます。また、町役場窓口、町商工会窓口でも受け取れます。

問い合わせ先

内灘町企画振興課

TEL：(076) 286-6727

内灘町商工会

TEL：(076) 286-4200

